

市役所本庁で休日の窓口業務を 試行開設しています

市役所では現在、毎週木曜日に一部業務の延長窓口を実施していますが、仕事の都合などにより、平日に市役所に来庁できない方のために、休日に一部業務の窓口を試行的に開設しています。

休日窓口では開設日、取り扱い業務が限られていますので、事前に確認のうえ、ご利用ください。

○試行期間 8月～12月
(12月以降については、試行期間における利用状況等を検討のうえ、今後の方針を決定します)

○開設日 10月26日(日)、11月23日(日)、12月21日(日)

○開設時間 8:30～正午、13:00～17:15

○開設課名 市民課及び税務徴収課

○業務内容

<各種証明書の交付>

○戸籍関係

- ・戸籍謄本・抄本(戸籍全部事項証明書・戸籍一部事項証明書)
- ・原戸籍謄本・抄本
- ・除籍謄本・抄本
- ・戸籍記載事項証明書
- ・不在籍証明書
- ・身分証明書
- ・戸籍附票の写し

○住民基本台帳関係

- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書
- ・軽自動車税用住所証明書

○印鑑登録

- ・印鑑登録(本人のみ)及び印鑑証明書

<パスポートの交付>

- ・事前に申請されたパスポートの交付(申請受付を除く)

<税務に関する証明書の交付(電磁データで管理される証明の交付に限る)>

○納税証明関係

- ・納税証明書(市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税(車検用を含む)、法人市民税)
- ・滞納の無い証明書

○所得証明関係

- ・所得証明書、非課税証明書、課税証明書

○固定資産関係(共有名義を除く)

- ・評価額証明書、公課証明書、所有証明書、課税台帳記載事項証明書、資産証明書

※市税等の収納業務及び住民票並びに戸籍謄本の異動は行いません。

問 本庁 総務課庶務法制G

☎52-1111 内線317 FAX53-6010

歳末たすけあい援護金の申請について

明るいお正月を迎えられるようにと、今年度も歳末たすけあい募金運動が行われます。募金の中から歳末たすけあい援護金として、生活に支援を要する世帯に対して配分を行います。対象となる世帯の方は下記により申請してください。

○配分の対象となる世帯

援護金配分の対象となる世帯は、10月1日現在、在宅していて、次の3つの条件をいずれも満たしていることが必要です。

- (1) 市内に6か月以上居住する世帯
- (2) 生活困窮の状態にある世帯
- (3) 市民税が非課税で、次に掲げるア～オの条件いずれかに該当する世帯
 - ア. 満75歳以上のひとり暮らし高齢者
 - イ. 満65歳以上のねたきり・認知症高齢者のいる世帯
 - ウ. 準要保護世帯の認定を受けている世帯
 - エ. 重度障害者のいる世帯
 - ①身体障害者手帳1級または2級
 - ②療育手帳^ア、またはA
 - ③精神障害者保健福祉手帳1級
 - オ. 母子・父子家庭

※上記に該当する場合でも、生活保護世帯や施設入所あるいは長期入院(6か月以上)などの理由で在宅でない場合は対象外となります。

○援護金額と配分の方法

援護金の金額は、今年度の歳末たすけあい募金の額により決定します。

平成26年12月中に民生委員より手渡しで配分します。振り込みを希望される方は通帳のコピーを添付してください。(振り込み手数料を差し引いて振り込みます)

○提出書類 歳末たすけあい援護金配分申請書

※申請書はお住まいの地区を担当する民生委員、または常陸大宮市社会福祉協議会本所・支所にあります。その他9月25日発行の社協だより「新星」にも掲載されています。

○受付期間 10月1日(水)～11月7日(金)

○提出先

上記の提出書類をお住まいの地区を担当する民生委員、または常陸大宮市社会福祉協議会本所・支所へ直接提出してください。

申請について、不明な点は下記までお問い合わせください。

問【大宮地域】社協 本所 ☎53-1125

【山方地域】社協 山方支所 ☎57-6826

【美和地域】社協 美和支所 ☎58-3311

【緒川地域】社協 緒川支所 ☎56-2857

【御前山地域】社協 御前山支所 ☎55-2733